

中京工業地帯における工業用水問題（Ⅱ）

杉野 園 明

目 次

はじめに

第1節 工業用水問題と地域開発計画

第2節 愛知県における工業用水使用状況の推移……以上前号

第3節 工業用水問題と愛知用水

第1項 工業用水としての愛知用水……………以上本号

第2項 県営工業用水道の建設問題

第3項 工業用水利用にかんする問題点

あとがき

第3節 工業用水問題と愛知用水

われわれは、昭和30年前半期において愛知県を中心とする中京工業地帯では工業用水が将来不足するであろうと見通されたこと、その解決方法として愛知用水を工業用水として利用することが諸計画において考えられたこと、さらに昭和40年頃から中京工業地帯における鉄鋼業、機械工業の急成長と関連しながら、工業用水利用量が急増してきたことなどを、前節および前々節でみてきた。したがって本節では、工業用水として愛知用水が利用されるに至った経緯とその利用上の問題点を、独占資本の蓄積構造という視角から考察しておきたい。つまり、工業用水確保のための計画と実施にともなう社会的経済的諸関係の分析ということなのである。

第1項 工業用水として愛知用水が利用されるに至った経緯について

木曾川の水を知多半島へ導こうとする構想は明治の末期から大正初期にかけての頃にすでに芽ばえていたようであるが¹⁾、昭和初期、当時の愛知県議会副議長であった奥村鉄三氏によって提唱された計画、すなわち「木曾川上流の藪原にダムを構築し、犬山から既設の木津用水を利用して導水し、東尾張の台地をかんがいしようとする計画²⁾」は、現在の愛知用水ときわめて類似している。しかし、用水建設の具体的な動向は、昭和19年・22年の干ばつによって作付不能にとまらぬ被害が甚大であったことを背景に、昭和23年7月、知多郡の農民が中心となって運動方針を決定したことにはじまる。昭和23年10月1日、「愛知用水開発期成会」が結成され、この席上で参考資料として配布された「愛知用水概要」では、用水建設による水田、畑地の受益面積は計38,200町歩とされ、工業用水については、「工業用水・水道用水・防火用水・衛生水の供給増³⁾」（傍点一杉野）とのみ記されているだけである。これをみてもわかるように、愛知用水建設の主目的は農業用水であった。そして、その建設促進のエネルギーは全国的食料不足を背景に、水不足に悩む地元農民の対政府批判であった。同年11月の「愛知用水期成促進大会」で採択された「宣言」はそのことをきわめて明確に示している。

「血のにじむ供出の完納、高額過大の納税、尚且つ食糧増産の完遂等我々農民に課せられた政府および社会の要求に対し実直に答えてきた。然るにこの努力に対し何を以って酬いられたか。否、寧ろ農民は益々その地位を奪われんとし夙も農村恐慌に襲われつつあり、更に我々が幾度か是正改正を強調したにも拘らず依然として納得の出来ない供出制度の強化や過重納税等、幾多の不合理的は刻一刻と農家経済を窮迫化しつつあり、然れども吾等農民は決して食糧増産の義務と供出の履行を放棄するものではないが、再生産の出来る方途を強く要請するものである。

就中本郡は毎年毎年早魃^{かんぼう}に悩まされ、莫大な労費と資材が費され経済的にも肉体的にも忍び難き実状にあり、この秋吾等農民の多年の宿願である木曾川用水疎水事業の声起、幸い各方面の熱と努力に依り愛知用水期成会の発足をみると聞く。吾等農民の喜び何をもってこれに答えんか。ねがわくば吾等を早魃の窮地から救い農業再生産の

原動力たらしめよ。ここに於いて我々は一致団結、本事業完遂の為熱と意気を以って一切の障碍を打破し⁴⁾身命を賭して猪進することを誓う。

右敢えて宣言する。

昭和23年11月1日⁴⁾

木曾川総合開発パンフレット第1巻として、知多郡農村同志会が昭和24年12月に刊行した『愛知用水の趣旨と理想』では、「愛知用水の発願」が「知多郡へ水を持って来たい」、「知多郡の百姓が水に苦勞しなくてもよいようにしたい」というものであったことを冒頭に記している。だが、このさい重要視しておかねばならないことは、「愛知用水と民主主義」と記した次の一文である。

「凡そ社会公共を念とする者としては、常に民衆の立場を尊重した立場から物事を考えなければならない筈である。……愛知用水の発起者達は、この用水を真に民衆のものとして、民衆の自覚による民主的な力によって実現したいと希望している。……この用水の実現が凡ゆる意味において民衆の民主主義の成長に役立ち得るよう、至深の関心を払っていきたくと⁵⁾念願している。」

この一文をみてもわかるように、愛知用水の建設は、「地方分権と民衆の自主的協力を基盤とした⁷⁾」といわれるT. V. Aを模倣しながらも、農民の要求を基礎とし、民主主義をその精神とするものであった。

もっとも、工業用水についての考慮が全くなかったわけではない。

「農村は従来、単なる原料生産に甘んじ、その加工方面については主として都市の商工業者に依存していたのであるが、今後この用水によって加工用水を充分に与えられるならば、農産物加工方面においても新生面を開拓し、金銭収入の増加を計ると同時に今後増加していく人口を支えるための新しい仕事口を作り出して⁸⁾いこうであらう。即ちこの用水の実現により、発起人者は農村工業の発達を期待するものである。」

この文章は都市工業よりもむしろ農村工業の振興発展という観点に立脚したものであり、そのかぎりにおいて、のちにみられるように愛知用水を名古屋臨海工業地帯にまわすという発想は全くみられないのである。これを発想の歴史的制約とみなすことは、一定の妥当性をもつにしても、基本的には愛知用水建設が農民の要求によるものであり、したがって大規模な工業用水としての利用は、その物質的利害関係からみて、考慮する余地はなかったとするのが自然であらう。

すでに述べておいたところであるが、昭和25年の5月には国土総合開発法が制定され、特定開発地域の一つとして「木曾川地域」が26年12月に指定される。ところで、この「木曾川地域」開発の主導目標は、電源開発と農業開発であり、国土保全・林業開発・名古屋四日市（関連施設）の開発を、副次目標とするものであった。この副次目標の「名古屋四日市（関連施設）」というのは、工業立地条件の整備を内容とするものであり、「これに伴って、必要な工業用水の確保⁹⁾につとめる。」というものであった。明文化されていないものの、工業用水の確保という点では、この愛知用水の利用という点もおそらく考慮されたとみておいてよいであろう。

このような趣意は、昭和25年11月28日に、愛知県議会に出された愛知用水期成同盟の「請願書」のなかにも散見できる。

「……東南尾張一帯及西三河の一部は地勢の関係上不幸にして上記河川（木曾川、矢作川、豊川一杉野）の流域から外れ、往昔以来農業用水の不足に悩まされたるは勿論、工業用水にも甚だしく不自由を感じているのであります。……（愛知用水の——杉野）幹線の延長は百廿料にわたりその間農業用水として三万八千町歩を灌漑し、約五十万石の米麦並に約二千貫の甘藷を増産する外、各種の果樹園芸作物及畜産の発達に資し、尚沿線都市農村の飲料用水、工業用水、防火用水、衛生用水及漁業用水等に利用せんとするもの……」¹⁰⁾

この文章の中には、主要な計画目標ではないにしても、総合的開発の一環として工業用水確保がいわれているのである。

昭和25年12月1日には、愛知県議会において「愛知用水開発建議案」が満場一致で可決され、これを契機に愛知県も愛知用水事業を強力に推進することになった。¹¹⁾こうして、愛知用水実現への動きが次第に高まるにつれて、現実的には大きな難関に直面することになった。その一つは昭和33年6月まで続いた長野県王滝村、三岳村の二子持ダム建設反対運動であった。これは、いわゆる「水」をめぐる上流と下流の争いでもあったが、この調整問題である。他の1つは、愛知用水の建設資金の問題であった。この建設資金の状況といえば、「昭和26年度の食料増産対策費は総額140億円にすぎないので、概算55億円（昭和24年2月、京都農地事務局作製資料）に達する愛知用水事業を国営新規事業

として採択することは、国家にとって、財政的見地から至難¹²⁾といわれるようなきびしい事情にあったのである。

この資金上の問題は、やがて世界銀行からの借款と余剰農産物の見返資金とによって調達されることになるのであるが、ここでは財政上の困難が具体的にどのようなものであったかということだけを指摘するにとどめたい。

さて、昭和27年になると、さきの特定開発地域の指定とも関連しながら、愛知用水計画も次第に実現化の方向にむかって動きはじめるが、それと同時に「工業用水」という側面もたえずつきまとうようになってくる。

昭和27年6月5日に、第2回目の「愛知用水期成促進大会」がひらかれる。その大会で、鈴置理樹雄県会議員は「愛知用水は農業を主体としておりますが、工業用水としても大きな収益があります。」¹³⁾と云い、また同年6月21日に開かれた「愛知用水座談会」の席上においても、農林省木曾川水系総合農業水利調査事務所長であった千葉進氏が、「愛知郡は井戸水も困って居り、工業用水には尚困っているので、この計画では工業用水をとると云うので、工業用水の年間総量は大体四千五百万トンを見込んでおります。」¹⁴⁾と述べている。

このように、愛知用水を工業用水としても利用する動きが次第に出て来るが、この千葉所長の発言にみられるように、愛知用水から工業用水として年間4,500万トンを取水するということは、農村工業用水としては量的にみて余りに大きく、少くとも都市の工業用水としての利用が、この期において考えはじめられてきたと判断せざるをえない。もっとも千葉氏の発言の中では、「名古屋の工業用水はもう少し検討させて戴きたいと云うことになって居ります。」¹⁵⁾となっていて、これを発言どうりに解せばその具体的な検討はまだ先のこととなっている。

だが、問題は当時において約50億円と推定されていた建設資金の調達であった。¹⁶⁾そして愛知県の財政力ではいかんともしがたいという理由から、外資導入が考えられるに至るのである。昭和25年5月、当時の愛知用水期成同盟会長であった森信蔵氏（半田市長）は渡米し、世界銀行総裁E. R. ブラック氏や副総裁R. L. ガーナ氏に愛知用水計画の英文パンフレットを手渡して説明し、

その協力を依頼している。¹⁷⁾

また、昭和27年の「愛知用水座談会」では、建設資金を200億円ないし300億円と見込みながら、農地局計画部長和田栄太郎氏は、外資導入について次のように述べている。

「(農地)局長は非常に力を入れてアメリカ大使館の方にもお願いしております。既に向うの係官は非常に熱心でありまして、農業へのアメリカ資金の導入措置の端緒を開くと云う意味で愛知用水に資金を入れたいと云うことであります。」¹⁸⁾

こうして愛知用水の建設資金を調達するため、急速に世界銀行への接近がはかられる。昭和29年7月に愛知用水期成同盟会から出された「愛知用水はやわかり」というパンフレットでは、資金調達の内容が次のように書かれている。

まず事業内容については、都市工業用水の供給がかなりの比重をしめるように変化してきている。

「愛知用水の事業は、木曾川の水を、岐阜県可児郡の一部と、本県の尾張東部並に西三河の一部及び知多半島全域の広大な地域の農業用水に利用するとともに、半田市外17ヶ町村の320,000人に対する飲料水の供給、名古屋市臨海工業地帯及び刈谷、半田市周辺の工業の発達に必要な工業用水の供給を目的とする所謂総合開発的な大事業であります。」¹⁹⁾

愛知用水との関連では、名古屋市臨海工業地帯という名前が、はじめてここにあらわれることに注意しておきたい。そしてもう一つ注意すべき点は、次にみるように、資金調達はそのほとんどがアメリカよりの借入金となっていることである。

「……愛知用水の仕事は、……いろいろの費用を加えますと総額308億円という巨額の資金を必要とします。さらに愛知用水の仕事は経済速度ということを考えています。今迄のように工事が長い間かかっているのは、仕事の効果もあがりませんし、金利もたくさんかかるので、愛知用水の計画は5ヶ年間でやってしまう方針であります。そうすると、1年平均60億円の費用がかかることになります。このように多額の費用がかかりますので、今の国家財政の状況では、到底これだけの金を一時にまかない切れませんので、外国から資金をかりて、事業を進める計画になっています。外国から借りる資金は、世界銀行から借りる予定のものが50億円、米国の余剰農産物長期借款に伴う見返資金によるものが258億円になっています。このかりた金は工事が終わってから20年で償還することになっています。農家の皆様がこのために負担して頂く費用

は1ヶ年1戸当たり約7,000円位になる予定です。²⁰⁾」

こうして、国際復興開発銀行（International Bank for Reconstruction and Development）からの資金導入折衝がはじめられるが、同時にこの世界銀行による現地調査も次第に活発化してくる。すなわち、昭和27年11月6日に、世界銀行のデ・ビルデ（de. Vilde）およびギルマーチン（Gilmartin）の両氏がはじめて現地調査を行い、翌28年5月16日には、米国大使館経済参事館ウェアリング（Frank A. Waring）氏が関西電力丸山ダム工事現場で、愛知用水計画の説明をきいている。ところで注目すべきことは、このウェアリング氏に対して、名古屋商工会議所が提出した要望書である。この要望書の中には次のような文章がある。

「本計画（愛知用水計画）はどちらかといえば、農業用水に重点が置かれている観があるが、その骨子とするところのものは、ひとり農業用水の開発にあるのではなく、工業用水・上水道用水として広く産業全般に好影響を及ぼし、総合的な経済開発をねらったものであり、その意味において、当地産業界が本計画に期待するところのものは、農業開発と同時に、工業用水の供給による工業開発に最も大きな望みを有するものであり……」²¹⁾（傍点杉野）

この要望書の内容からみて、昭和28年段階では、当地産業界が愛知用水を工業用水として利用することへ焦点を移しつつあることがわかる。しかしながら、愛知用水を工業用水として利用することについてはそれほど単純な問題ではなかった。というのも、工業用水としての愛知用水の単価が1立方メートルあたり6.5円にもなることは、当時、主として地下水に依存していた名古屋の産業界としては、これが高価であるということを理由に、愛知用水を工業用水として利用することには、さほど積極的意欲をみせなかったからである。²²⁾

しかしながら、根本的な問題は「工業用水の企業主体の未決定が世銀借款成立の障害²³⁾」であったということは事実であって、それは「借款返済の確実性を期している世銀にとってみれば、農民よりも大企業からの保証を得たかった」というのが本音であった。²⁴⁾かくして、この工業用水の価格決定が、企業主体の決定、ひいては世銀借款とつながっていく問題の焦点となっていくのである。

なお、工業用水としての愛知用水利用の点については、次のような質疑応答が東海経済懇話会（昭和29年6月8日）の席上でかわされている。²⁵⁾

横井亀吉氏（名古屋市助役）「伊勢湾臨海工業地帯・名古屋市南部工業地帯の開発や発展のために、工業用水として必要であり、市としても関心をもたざるを得ない問題と考えます。」

石井健一郎氏「当地方に大工場のできないのは、電力と水の問題によるものであり、工業用水を多量に使用できることを期待しております。工業用水は名古屋市の水道よりも安いことが前提条件になりますが。」

千葉進氏（農林省木曾川水系総合農業水利調査事務所長）「1立方メートル20円見当であります。」

横井氏「現在の名古屋市の水道料は10^m 80円（上水道用水の価格）見当である。」

松尾信資（愛知県企画室長）氏「工業用水の単価の高くなる理由は、農業用水には60%の国庫補助があるが、工業用水にはそれがないからである。工業用水についても、農業用水と同様何等かの措置が講ぜられるよう、財界からのご援助を願います。」

こうした会話からみると、愛知用水による工業用水の利用は、その高単価が難点となっていたことがわかる。ところで、工業用水の単価引き下げのための国庫補助や財界からの援助がその後どうなったのかという肝心な点は、のちにみることにして、愛知用水計画の進行状況について、とりわけ工業用水の問題についてみていくことにしよう。

さて、世界銀行は愛知用水事業にたいして視察や検討をつづけていく。昭和29年7月30日には世界銀行農業調査団の団長ドール（Russel H. Dorr）氏に対し、東海経済懇話会は、愛知用水事業むけの世界銀行借款成立に協力して欲しい旨の要望書²⁶⁾を提出し、8月30日、エグバート・デフリース（Egbert. De Vries）を後任団長とする世界銀行調査団に対して農林省農地局は、「愛知用水事業計画概要」（1954年6月）を手渡している。この「概要」の中では、「事業主体としては愛知用水事業公社を設立し、同公社をして実施せしめる。公社はその事

業資金を、国際開発銀行融資及び米国の余剰農産物長期借款に伴う見返資金に期待し、愛知用水事業の建設工事を施行する。事業完成後は受益者より負担金を徴収して債務を償還する。²⁷⁾ということが記されている。

さらに、この「概要」では、愛知用水の総補給水量 208,343千 m^3 のうち、都市用水は45,000千 m^3 （工業用水28,000千 m^3 、上水道用水17,000 m^3 ）で、他は農業用水（163,343千 m^3 ）となっている。²⁸⁾さらにこの工業用水は28,000千 m^3 は1日単位に換算され、名古屋市に6.4万 m^3 /日、半田市に2.1万 m^3 /日、刈谷市に1.9万 m^3 /日という配分内訳となっている。²⁹⁾

たしかに用水利用量としては農業用水が全体の8割近くを占め、愛知用水が農業用水を中心としているという点は変りがないが、旧来工業用水が農村工業用水と考えられていた点は全く消失してしまっている。また資金計画は、余剰農産物見返資金 257億5千万円、世界銀行借款（輸入を要する機械、材料の資金）50億6千万円、あわせて308億1千万円となるが、いずれも金利年5分、20年均等年賦償還という条件になっている。³⁰⁾

ところで注意しておかねばならないのは、世界銀行からの借款は、世界銀行出資国による、いわば国際協力的な形態での資本を輸入するということであり、しかも、この「資本輸入」には商品輸入という条件が附されているということである。

その商品輸入内容および年次の内訳は次の表のようになっている（第1表参照）。

ちなみに、1954年6月に出された農林省農地局の『愛知用水事業計画概要』では、工業用水料金についてふれられていないが、僅か4ヶ月後の10月に農林

第1表 国際復興開発銀行よりの愛知用水建設輸入資金内容

（単位：1,000円）

種 目	金 額	第1年目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
機 械 費	9,353	9,353				
機械据付及び指導費	938	218	432	144	144	
油 類 費	3,764	138	1,151	1,085	942	448
計	14,055	9,709	1,583	1,229	1,086	448

備考 C.I.F 価格である。

出所：『愛知用水史』，資料編，92ページ。

省から出された同名の『計画概要』では料金や水道の管理運営について一定の具体化がなされているので、それを記しておこう。

まず、「水道専用施設については、……水道事業者（県又は市町村）が、事業局より資金を借入れて、建設事業を実施すると共に、事業完了後の施設の運営管理を担当する。」³¹⁾とあり、この点では、愛知用水事業団と工業用水事業者との関連方向が明記されている。

また、工業用水の使用料金については、きわめて安く設定されており、これを同じ水源とする上水道との比較で見ると、上水道1㎡あたり23円に対し、工業用水は僅か6円50銭でしかない。³²⁾しかも、この兩者について用水使用量と維持管理費とを対比してみると、上水道（有収配水量）1㎡あたり7円50銭にたいし、工業用水はたったの1円である。³³⁾

つまり、この維持管理費は、上水道のばあい「上水道統計による有収配水量1㎡当りの平均維持管理費7円28銭にアオンスを見込んだ。」³⁴⁾のにたいし、「工業用水は現在工事中の川崎市及び計画中の尼崎市の有収配水量1㎡当り維持管理費60銭及び97銭を参考とした。」³⁵⁾というのである。

もはや多くを説明する必要はあるまい。ここでは工業用水の維持管理費が上水道にたいしてきわめて安く見積られているということ、それを理由に、あるいはそれに対応するかたちで、工業用水の料金を異常に低廉にしているのである。しかも、京浜や阪神でも同じことが云えらとすれば、これは中京工業地帯における特殊事例としてではなく、むしろ日本資本主義の体制的な事実として、すなわち独占資本に対する工業用水の供給にさいして、いかに制度的に低料金政策がとられているかということが、全くもって明白になるのである。しかも、この工業用水の低料金は「近年新設された上水道料金を参考として地元市町村及び愛知県と合議の上……決定したのである。」³⁶⁾といわれている。とすれば、この『概要』を作製した農林省は、これらの地方公共団体のどのような行政機構と合議したのかということ、それと同時に地域住民の意見が民主的なかたちで、どこまで反映されているかが問われるべき問題点であろう。いってみれば地方公共団体の政治姿勢、つまり独占資本の利益擁護という立場をとるのか、

勤労市民を中心とした地域住民本位の立場をとるのかという問題であろう。

また昭和29年11月12日には、世界銀行の工業部門調査団として、リップコウィツ (Samel Lipkowitz) およびバーゲル (Alf Bergel) の両氏が名古屋に来た折に、工業用水の市場調査による所要量を資料として求めている。³⁷⁾

この工業部門調査団に対して、愛知県は「愛知県用水受益地区内における工業用水の現状および将来計画」を提出して説明し、工業用水の所要量については「木曾特定地域工場実態調査」より資料を作って提出している。³⁸⁾ こうした経緯からみても、世界銀行が、工業用水としての利用にきわめて強い関心をもっていることがわかる。

いまここで、愛知県が作製した「愛知県用水受益地区内における工業用水の現状および将来計画」(昭和29年9月)の要点をみておこう。

まず、昭和28年の工業用水の使用状況は次のようになっている。

第2表 昭和28年工業用水使用状況

	工場数	使用水量					不足水量	現在 需要量
		上水道	地下水	河川湖沼水	海水	計		
		千m ³ /年	千m ³ /年	千m ³ /年	千m ³ /年	千m ³ /年 千m ³ /日	千m ³ /年 千m ³ /日	千m ³ /年 千m ³ /日
名古屋市	805	9,922	34,849	16	6,768	51,555 (172)	1,346 (4)	52,901 (176)
瀬戸市	75	24	42	294	—	360 (1)	— (—)	360 (1)
半田市	49	82	2,503	2	162	2,749 (9)	4 (0)	2,753 (9)
春日井市	6	876	9,982	—	—	10,858 (36)	— (—)	10,858 (36)
愛知郡	8	0	171	—	—	171 (—)	0 (0)	171 (—)
東春日井郡	33	—	1,860	215	—	2,075 (7)	20 (0)	2,095 (7)
丹羽郡	47	13	1,033	10,606	—	11,652 (39)	320 (1)	11,972 (40)
知多郡	158	12	4,514	2,342	—	6,868 (23)	3,295 (11)	10,163 (34)
計	1,181	10,929	54,954	13,475	6,930	86,288 (288)	4,985 (16)	91,273 (304)

註1 本表は「木曾地域工場実態調査」(昭和28年10月31日現在従業員30人以上を有する工場の実態調査)による。

2 不足水量とは現在施設をフルに稼動した場合の不足水量である。

3 名古屋市には火力発電ガス事業を含まない。

4 () 内は1日使用量を示す。

出所：「愛知用水史」，資料編，354-355ページ。

この第2表からわかることは、中京工業地帯における工業用水としては、地下水利用の割合が最も大きいということである。いわば、この地方ではそれだけ安い地下水が豊富にあったことを示している。愛知県では次のように述べている。

「年間多量の工業用水を使用する市郡は、名古屋市、春日井市、丹羽郡、知多郡であって、この内名古屋市の使用量の60%は南区、港区の使用量であり、春日井市、丹羽郡の使用量は大部分がO製紙、T紡績³⁹⁾の使用量である。」

この文章中にある「O製紙、T紡績」が王子製紙春日井工場、東洋紡績犬山工場であることは明らかだが、この2つの工場は「夫々庄内川、木曾川の伏流水を取り入れており、水源は十分余裕もっているので愛知用水計画からは除外⁴⁰⁾することとする。」と愛知県はしている。

したがって、愛知県としては「本計画に於いては次の2市1郡を対象として工業用水計画を樹立するものとする。名古屋市、刈谷市、知多郡（半田市を含む）、而して計画樹立に当っては既存工場の拡張計画に伴う需要量の増加と新しく造成される臨海工業地帯を主とする所謂“計画工業地帯”に於ける新規需要量の発生に伴う増加とに分けて立案⁴¹⁾することとする。」としている。

ところで、愛知用水事業に関連する地域において、今後10年以内の工場拡張および計画工業地帯10カ年計画にともなう工業用水の増加需要量および工業用水供給計画は次のようになっている。

第3表 工場拡張計画に対する工業用水供給計画

	需要量	水源別供給量				
		愛知用水	大 浄 水	治 場	地下 水	海 水
	千m ³ /日					
名古屋市	101	47	14	10	30	101
知多郡(半田市を含む)	19	15	—	2	2	19
計	120	62	14	12	32	120

出所：『愛知用水史』，資料編，356ページ。

ところで、中京工業地帯における各地域毎の用水供給計画もあわせてふれられているので、やや面倒であるが引用しておこう。

「i）荒子川臨海工業地帯

第4表 計画工業地帯10カ年計画水源別供給計画

市郡名	地帯名	1日当り 需要量	水源別供給量				計
			愛知 用水	知水	大治 浄水場	地下水	
名古屋市	荒子川臨海工業地帯	104	—	73	31	—	104
	名古屋南部臨海工業地帯	17	17	—	—	—	17
	同上後背地	11	8	—	3	—	11
	計	132	25	73	34	—	132
刈谷市	刈谷工業地域	19	13	—	6	—	19
知多郡 (半田市を含む)	衣ヶ浦臨海工業地帯	3	2	—	—	1	3
合計		154	40	73	40	1	154

出所：『愛知用水史』，資料編，358ページ。

この地帯は荒子川の運河化に伴う新設の工業地帯であるため従来地下水は殆んど汲上げておらないから将来の工業用水の水源としては相当量が地下水に依存できるので全体の30%（31千 m^3 /日）を地下水に依存し，残り70%についてはこの地帯が現在拡張中の名古屋大治浄水場の配水区域にあたるので，その計画にしたがって73千 m^3 /日の供給をうけることにする。

ii) 名古屋南部臨海工業地帯

この地帯は海面埋立による造成敷地であるから，地盤沈下の恐れがあるので地下水汲上げは極力抑制せねばならない。従って17千 m^3 /日の全量を愛知用水から供給することとする。

iii) 名古屋南部臨海工業地帯後背地

この地域は天白川下流域であって，従来地下水は殆んど汲上げられて居らないので，需要量の30%（3千 m^3 /日）を地下水に依存し，残り70%（8千 m^3 /日）を愛知用水から供給することとする。

iv) 刈谷工業地域

この地帯は境川流域で伏流水が比較的豊富であるが，大部分が水質極めて悪く，ごく一部分良質地下水を得られる地域があるので，地下水依存率を全需要水量の30%（6千 m^3 /日）とし，残り70%（13千 m^3 /日）を愛知用水に依存させることとする。

v) 衣ヶ浦臨海工業地帯

この地帯は半田市海面埋立による造成敷地であるので，地下水に依存する事を抑制せねばならない。従って海水使用1千 m^3 /日（本地域における工場誘致計画による海水使用率45%）⁴²⁾の他はすべてこれを愛知用水に依存させることとする。」

以上を取りまとめたものが，次の第5表である。

第5表 市郡別工業用水の水源別供給計画

		愛知用水	大 浄 水 治 場	地下水	海 水	計
		千 m^3 /日	千 m^3 /日	千 m^3 /日	千 m^3 /日	千 m^3 /日
名 古 屋 市	既存工場拡張計画	47	14	10	30	101
	計画工業地帯	25	73	34	—	132
	計	72	87	44	30	233
刈 谷 市	計画工業地帯	13	—	6	—	19
知 多 郡	既存工場拡張計画	15	—	2	2	19
	計画工業地帯	2	—	—	1	3
	計	17	—	2	3	22
合 計		102	87	52	33	274

愛知用水から供給すべき年間工業用水量

$$102\text{千}m^3 \times 300 = 30,600\text{千}m^3/\text{年}$$

出所：『愛知用水史』，資料編，359ページ。

なお，本表は，第3表と第4表の数字をあわせたものである。

この表からみてもわかるように，名古屋市およびその周辺地域，いわゆる愛知用水関連地域においては，昭和29年以降10年間に増加する工業用水の需要に対応して，その供給量を274千 m^3 /日と計画し，このうちの約4割である102千 m^3 /日，すなわち年間におよそ30,600千 m^3 （102千 m^3 ×3000）を愛知用水から確保しようという計画内容であった。この数字はさきの10.4万 m^3 /日という数字にほぼ照応するものである。もっとも，この供給計画では地域間隔差がある。すなわち，名古屋市では工場拡大にともなう工業用水供給量が47千 m^3 /日，おなじく名古屋市南部臨海工業地帯およびその後背地への供給量は合わせて25千 m^3 /日となっており，これを合計すると名古屋市域では72千 m^3 /日となる。これは工業用水としての愛知用水総利用量の7割以上にも達している。この数字はさきの10.4万 m^3 /日の利用内訳とは若干の変化があり，名古屋市域の供給は64千 m^3 /日から72千 m^3 /日へと増加し，逆にその他の半田市（知多郡）と刈谷市はそれぞれ21千 m^3 /日と19千 m^3 /日から17千 m^3 /日と13千 m^3 /日へと減少している。すなわち，これまで主として知多郡などの農村工業用水として考えられていたものが否定ないし忘却され，それに替って地域的にみても都市部の工業用水への利用方向がいつそう強く打ち出されてきているのである。

さて、愛知用水を工業用水として利用するにさいして、もっとも懸案となっていた用水単価について考察しておこう。

工業用水の単位については、将来計画として次のように愛知県は考えている。

「工業用水給水単価

愛知用水よりの工業用水の給水単価（コスト）は、1m³ 当り 9 円 25 銭であるが、此の単価は現在名古屋市上水道の工業用水基本料金が 9 円、超過料金が 11 円、平均水道料金が 9 円 65 銭であってこれと比較して大差なく、新設水道の単価としては妥当なものと考えられる。又地下水の単価は既設のもので 1m³ 当り 3～4 円であるが、新設の場合は相当高価となり、加うるに前述の如く地下水位の低下、地盤沈下等の為最少限度にその扱上は抑制せねばならないので、工業用水として、愛知用水から取水することは、是非共必要である。⁴³⁾」

以上のことから、愛知県が作製した工業用水としての利用計画では、農村工業用水利用から、都市工業用水利用へと変化してきたこと、そして用水価格も、かつて千葉進氏が述べた「20円見当」よりも半額になっていることに注目しておかねばならない。もっとも、横井亀吉氏が述べた「8円見当」よりもやや高くなっていることもあわせて付記しておきたい。なおまた、ここでは地下水の利用とかかわって、地下水位の低下、地盤沈下のことがいわれているので念の

第 6 表 井戸の本数と日当たり揚水量（名古屋市南部）
（単位：m³）

年度	本数・揚水量		累 計	
	本 数	日揚水量	本 数	日揚水量
昭和20年以前	0	0	10	8,940
21	1	1,200	11	10,140
22	1	960	12	11,100
23	1	80	13	11,180
24	0	0	13	11,180
25	5	6,100	18	17,280
26	8	7,351	26	24,631
27	7	4,688	33	29,319
28	2	2,082	35	31,401
29	10	11,546	45	42,947
30	7	10,056	52	53,003
31	18	33,977	70	86,980
32	7	11,224	77	98,204

出所：『愛知用水史』，71ページ。

ために、この当時までの名古屋市南部工業地帯における地下水の工業用水としての利用状況をみておきたい。

第6表をみると、昭和25年から年々井戸数も日揚水量も増加してきているが、その結果、次のような問題を惹起せしめた。

「工場における工業生産が拡大されるにしたがい、工業用水の需要も急激に上昇し、井戸の乱掘が生じ、井戸相互間の干渉がはなはだしくなった。このため、井戸の水位はしだいに低下し、29年には地表下30mにあった水位が、31年には50m前後までに達し、すでにボアーホールポンプ(水中モーターポンプ)の経済揚程を越える状態に達した。

このため、29年以前に設置されたボアーホールポンプは使用不能となり、揚水管の延長、地中ポンプへの切替え、あるいは井戸の増掘など、各工場は必要水量の確保に懸命の努力を払わなければならないようになった。しかし、このような努力にもかかわらず、水位低下のため所要の水量が得られず、廃井となるものが多くなり、この地方の用水状態は非常に憂慮すべき事態に⁴⁴⁾たち至った。」

このように地下水を工業用水として利用することが限界状況になった名古屋南部地域では、同時にまた地域住民の日常的な地下水の利用も困難になってきたことを想起させる。また、地下水を工業用水として利用するさいにも、資本力の小さい中小企業では、それが相対的に困難となっている。このような「地下水利用」の階級性と階層性をわれわれは見失ってはいけない。

さて、本題にもどらう。

昭和30年1月7日、世界銀行副総裁ガーナー (Robert L. Garner) 氏が駐米日本大使 (井口氏) に手交した「日本農業の現況と見透し」^(ママ)の中には、愛知用水に関してかなり立ち入った見解が述べられている。割合に簡潔だから、全文を引用しておこう。

「愛知用水事業

○ 愛知用水の主な目的は名古屋市東部に位する約33,500ヘクタールの水田、畑地の灌漑を改良し、拡充することである。同計画は特に11,000ヘクタールの畑地に灌漑しようとするものであるが、これは日本では全く新しい試みであるのでこの計画は大いに注目を浴びるであろう。何となればこれによる受益度は大きく、又デモンストラシヨンの価値があるからである。木曾川の支流である王滝川に高さ90米、長さ244米のロックフィル式ダムを建設し、9,700万立方メートルの貯水池を作り、灌漑目的の河川流量を補充すると共に、又冬期には14の既設発電所の利用する水量を補充する予定で

ある。ダムサイトには小発電所（1万8千キロワット）が建設される。用水の一部は名古屋及び同地域の小都市の工業用水、飲料水を供給するため使われる予定である。

○ 農林省は1951年以来この計画を検討してきた。又米国の技術会社であるパンフィック・コンサルタント会社は建設上の主要な諸元、特に水文学的及び地質学的データ、ダムサイト、ダム建設、幹線水路の取水口及び設計、発電に及ぼす影響について実態調査を行なった。パンフィック・コンサルタント会社の最終報告は近日中に発表されるだろう。同社の報告原案によれば、建設期間の利子も含めて総工費は約250億円と推定され、これらは5年間に使われる予定である。

○ 本調査団は農業側の受益計算を検討し、年間の粗生産額は50億円、農民の純益は内輪に見積って25億円とみている。水道収入は約4億6千万円を齎し、発電力は4億5千万円に相当するだろう。運営、管理費を控除しても年間の純益額は内輪に見積っても32億円即ち総投資額の13%と推定できる。穀類生産の増加だけでも外貨の節減は年間600万ドルに達するであろう。これらの数字は世銀融資としては一見魅力のある計画のようである。併し建設及び運営の面に於て組織上、財政上、経営上多くの問題はまだまだ検討されねばならない。

○ 政府が考えているような自治的な法人が本計画の建設、運営のため創設出来た方がよいと本調査団は感じている。少くとも3省と5県に関係するこの複雑な計画については一元的な運営を行なうことが非常に大切である。調査団の考えでは、政府が本計画の農地開発部分について現行法に基づき約70億円に達する補助金を交附する場合に於ても、この法人を独立採算制の基礎の上におくべきであり又そのことは可能である。暫定的ではあるが、建設用機械の所要額と監督及び外人請負業者に対する外貨支払は農地局推定によれば1,000万ドルと見積られ、政府は右の額に相当する借款を要請している。

○ 今後更に準備を行う上に予測し難い大きな困難が生じない限り、調査団は本計画に関する技術的報告を作成するのに、3、4カ月を要するものと推定している。公社設立法案の内容又は地方自治体、関西電力会社との折衝といった技術的性質をもった事柄の詳細な検討が必要である。更に借款が実際に可能となる前に、詳細な⁴⁵⁾技術的⁴⁵⁾設計、監督、外人請負業者との折衝の準備に関して協定の締結が必要になるだろう。」

本文中にてでくる「本調査団」というのは、世界銀行農業調査団（昭和29年7月29日、来日）のことであるが、上記文章で注意すべきことは以下の4点である。

第1点は、米国のパンフィック・コンサルタントが愛知用水建設上の「主要な諸元」について調査したということである。これは日本の調査技術でも不可能ではないが、「米国大使館および来日中（27年11月）の世銀⁴⁶⁾ドルから外国人技術商社を雇用することが世銀借款成立の必要条件である。」とされたこと

と関連している。こうなってくると、愛知用水の建設は、すでに地元住民、地元農民の意志をはなれ、資金面とあわせて技術面でもまた世界銀行によって牛耳られることになってしまう。つまり、愛知用水は世界銀行の「安全優利な」投資先であるかどうかという視点から検討されるということになるのである。

第2点は、建設資材や建設機械類を海外（アメリカ中心）より調達するという点である。これは海外、とりわけアメリカの過剰商品資本にとって販路をひらくものである。当時における日本の機械産業部門が脆弱であったことを思えば、やむをえない事情でもあった。

第3点は、愛知用水の採算面では是としながらも、「建設及び運営の面に於て組織上、財政上、経営上多くの問題」については、なお多くの不備があるとしていることである。この点でも世界銀行による指導性が明確である。つまり「政府の考えているような自治的な法人を創設」することは、世界銀行にとって「安定した投資先」であることを裏づけるために必要なことであった。

第4点は、政府補助金が交付される場合でも、この法人は独立採算制を採用すべきだとしている点である。つまり、独立採算制にすることによって、法人の社会的公共的性格をぬぐい去り、私的独占資本にとって都合のよい管理運営を行い、負担転嫁による強蓄積が可能となるからである。

すでに昭和30年2月7日にガーナー氏は井口大使にあてて「農業開発事業に関するメモランダム」を届けている。このメモの中から、事業の機構と機能の配分について関連のあるところを抜き出しておこう。

「官有の愛知用水公社の設置がもくろまれていることは既に承知している。水利施設の所有、建設及び運営（維持を含む）をこの程の公社に委託したがよからうということは世界銀行の意見である。……愛知用水事業中の給水部面については、どうしても大規模になりがちな処理及び給水施設の資金面や建設及び運営の面は一切これを名古屋市のもっている機構⁴⁷⁾にまかせ、名古屋市に未処理のままの水を供給する方が望ましく考えられる。」

こうしてみると、愛知用水事業は世界銀行の強力な指導のもとに、農業用水から都市用水へ、知多半島よりも名古屋市域へとその重点が移されてきていることがわかる。

こうした経緯をふまえて、次第に愛知用水の事業主体を確定することが急務となってくる。当時においては、「大蔵省の一部には、特別会計で運営すべきであるとの見解もあったが、農林省では次のような理由から、公社案を有利として、⁴⁸⁾ 公社設立の線で世銀側と交渉することとした。」としている。

「1 事業主体が、共同施設だけを担当する場合には特別会計で実施できるが、余農資金を全事業に導入し、短期間に事業を完成して全事業の同時効果を発生させるには、専用施設部門も担当する必要がある、公社のような独立機関が必要である。

2 特別会計の場合は、国の会計として財政法・会計法などの適用を受け、かつ大蔵大臣の指揮監督を受けなければならないため、事業を行なう場合弾力性に乏しいが、公社の場合は単独法によって経理が処理され、そのような欠点が除かれるとともに、長期債券の発行なども可能になる。

3 事業の性質上、事業完了後⁴⁹⁾も水の受益者その他に指導を与えねばならず、このためにも独立機関が必要である。」

この文中に出て来る「弾力性」の具体的内容は明らかでないが、経理上の「弾力性」をもたせることによって、巨大企業本位の運営・管理が可能となるということを暗に示しているのかもしれない。

以上、われわれは愛知用水が建設されるまでの経過を歴史的にみてきたが、そのような経過をふまえつつ、昭和30年6月21日、第22回臨時国会に「愛知用水公団法案」が上程されるのである。

その提案理由の主たる内容は次のとおりである。

「愛知用水事業は、名古屋市東方に位する平野及びこれに接続する知多半島の一帯が気候、産業立地条件等に恵まれているにもかかわらず、雨量少く、かんがい用水は勿論飲料用水、工業用水等の不足が農業その他の産業の発展を阻害する要因となっている現状にかんがみまして、木曾川水系の水を高度に利用し、これら地域の総合的開発を図ろうとするものであります。……中略……。

本事業は、かかる極めて大規模な事業でありますので、事業を合理的に行うためには短時日の間に急速に工事を行う必要があります、このためこの事業の資金と致しましては、国家資金のほか、特に国際復興開発銀行からの融資及び余剰農産物見返資金をもってこれに充てることに致しまして、従来の土地改良事業の施行の方式とは異なった新たな構想をもちまして、愛知用水公団を設立してこれに事業を効率的に行わせることと致した次第であります。⁵⁰⁾」

「この愛知用水公団には、公社に準ずる性格を附与することと致しまして、その役

員の選任や欠格条項に関する規定を設けますとともに公団に対しましては、所得税、⁵¹⁾ 法人税の諸税を課さないことと致したのであります。」

「公団の自主的運営を尊重致します反面、その事業の重要性にかんがみ、役員、業務及び会計の全部面にわたりまして農林大臣が厳正なる監督を行うほか、その業務の内容によりましては、農林大臣が関係大臣とともに⁵²⁾ 監督を行うことと致しまして、その適正なる運営を確保することに致したのであります。」

この法案は、まず第1に国家の手厚い保護を求めるという点から、国家資金の確保、諸税の免除という2点がいわれていること、第2に、公団の自主的な運営、つまり独占資本にとって都合のよい運営が可能であるということ、第3に、農林大臣の権限が強く描かれているが、その背後には世界銀行の鋭い監督があることなどで問題があることは、すでに見てきたことである。

また、われわれが上記の行間で問題にしてきた点は、この法案をめぐる農林水産委員会の審議の中でもとりあげられ、それは「愛知用水公団法附帯決議」として文章化されている。その主なものを2点あげておくと、第1点は、農民負担の問題であり、第2は、外国技術、外国機械類の導入に関する問題である。

まず第1の点についての附帯決議は、「愛知用水受益地区内の農民が本事業完成後公団に納付すべき負担金は他の国営地区の例に比し著しく負担過重と認められるので、政府は徒らに従前の規準にとらわれず、農民の実際負担能力を勘案の上、⁵³⁾ 適正なる償還額を決定すること。」（衆議院農林水産委員会、30年7月28日）、「愛知用水受益地区内の農民が本事業完成後公団に納付すべき負担金については、⁵⁴⁾ 農民の負担能力を勘案し適正なる額とすること。」（参議院農林水産委員会、30年7月30日）というものである。

また第2の点については、「外国技術者の雇傭については、これに委託する調査及び設計を必要最少限度に止め、極力経費の節約に努めるとともに国内技術者を本事業のため過度に集中して他地区の事業に支障をきたすことのないよう⁵⁵⁾ 厳に注意し併せて機械器具については努めて国産品を優先購入すること。」（衆議院農林水産委員会）、「外国技術の受入については、必要最小限に止め、国内技術の高度活用に努め、併せて機器具類についてはできる限り国産品を購入

使用する。」⁵⁶⁾（参議院農林水産委員会）。

またこの衆議院委員会における審議のなかで、特に工業用水としての利用に関連があると思われるのは次の問答である。

久保田豊氏は「……将来、名古屋市周辺を中心とする工業の発展をも考えますと、基本的には愛知用水の計画を変更せよというのではないが、さらに総合的に検討する必要がある。」⁵⁷⁾と発言し、これをうけて河野一郎農林大臣は「…⁵⁸⁾…ご意見のとおりと私は考えます。」と答えている。この問答から察せられることは、工業用水として愛知用水を利用することが、将来的にはいっそう強く意識されているということである。だが、この法案が農林水産委員会で審議されたということは、実質的にはともかく、形式的には、なお愛知用水を農業用水として利用することが中心となっていたのである。

こうした問題点を孕みつつも、愛知用水公団法案は昭和30年7月28日の衆議院において、また参議院においては同年7月31日可決されて成立したのである。

最後に、愛知用水事業とのかかわりで、工業用水の確保がどのようになっているかという点を見極めておきたいと思う。そうすることによって、愛知用水が工業用水になってきたという性格をいっそう鮮明にすることができるからである。

昭和30年9月、愛知用水公団法第20条第一項にもとづいて、農林大臣は事業基本計画を定め、これを公団に指示した。その事業基本計画の中では、とくに「取水計画」をとりあげてみていくと、その内容は次のようになっている。

「取水計画

取水地点から下流の木曾川の治水及び既存水利に支障を与えないよう兼山において最大毎秒35立方メートルを取水するが、その水量は、新設貯水池放流量と兼山における河川流量が兼山発電所最大使用水量毎秒200立方メートル以上で溢流を生ずる場合の溢流量とを合計した量の範囲内とする。ただし、10月4日から5月31日までの上水道工業用水の所要水量は、今渡堰堤操作規程に抵触しない限り、兼山において取水できるものとする。以上の基本方式に従い次の通り取水する。

- (1) 6月1日から10月3日までは、主としてかんがい用水のために取水する。
- (2) 全年を通じ、上水道工業用（水——杉野挿入）を充足するように取水する。
- (3) 10月4日から5月30日までは、農業用補助溜池を満水させるために兼山におけ

る河川流量が兼山発電所最大使用水量毎秒200立方メートル以上で溢流を生ずる場合の溢流量の範囲内で最大毎秒35立方メートル以内で取水する。⁵⁹⁾」

これは、きわめてささいなことかもしれないが、「全体を通じ、上水道工業用水を充足するように放流する。」というこの基本方式には、独占的工業資本の用水要求が全面的に貫徹されているとみてよからう。しかも、この基本方式にもとづくかぎり、工業用水量の大きさは明確にされていないのである。したがって、将来において工業用水需要量が増大したばあいにも、その需要に応じた工業用水の取水が可能になるわけである。さらに問題となるのは、「工業用水については、需要者が未決定で全くの先行投資となるので、愛知県と協議の結果、上水道・工業用水とも水道事業として愛知県営で実施すること」⁶⁰⁾になったということである。

はたして工業用水の需要者は未決定であったのであろうか。事業が完成しない以上、正式の需要供給契約がなされていないのは当然だとしても、すでに工業用水供給計画としては、名古屋市内、南部臨海工業地帯及びその後背地に対する供給は十分念頭におかれ、文章化もされているのであるから、そしてまた他方では東海製鉄建設工事がはじまっているという現実をふまえるならば、この工業用水道の建設が、需要者を未決定とした先行投資であるとはどうしても云えない筈である。そしてまた、この愛知県による工業用水道の建設・運営にかかわって、巨大独占資本とのかかわりが究明されなければならない問題として残されるのである。

ちなみに、昭和30年以降、中部鋼板（名古屋市、昭和31年）、中山製鋼（武豊町、昭和33年）、東海製鉄（上野・横須賀町、昭和33年）といった巨大企業の立地がつづいたという事実経過は、すでにこの時点において工業用水としての愛知用水の利用は、その大口需要者を明確に念頭においたものであったことは容易に推測できることなのである。そしてまた、愛知用水が農業用水から工業用水へとその基本的利用方向を変換させていった背景には、アメリカの余剰農産物の輸入拡大による日本農業の衰退化を予期させるものがあったし、まさしく、それを予期できたからこそ、世界銀行は、知多半島の零細農民にではなく、日本政

府を、あるいは愛知県を背後関係にもった巨大工業資本による用水の利用を、当初的に意図していたのではないかとも考えられるのである。世界銀行からの借金が、人道的な立場からのものでなく、「安全・有利な投資先」としてのものであり、アメリカ金融資本による日本支配の一環としてのものであったとすれば、愛知用水の性格変化は、けだし歴史的必然であったとも云えるのである。

- 1) 愛知用水公団・愛知県『愛知用水史』，昭和43年9月30日，123～124ページ参照。
- 2) 同上書，124ページ。
- 3) 同上，134ページ。
- 4) 同上，134～135ページ。
- 5) 同上書，資料編，5ページ参照。
- 6) 同上，6～7ページ。
- 7) この点の評価については別の機会をまちたい。
- 8) 愛知用水公団・愛知県『愛知用水史』，資料編，前出，11ページ。
- 9) 『特定地域の開発目標及び開発計画立案上の問題点について』，経済安定本部 国土総合開発事務処，昭和27年4月12日，12ページ。
- 10) 『愛知用水史』，前出，145ページ。
- 11) 同上書，147ページ参照。
- 12) 同上，203ページ。
- 13) 『愛知用水史』，前出，151ページ。
- 14) 同上，169ページ。
- 15) 同上，179ページ。
- 16) 同上，143ページ。
- 17) 同上，729ページの「重要日誌」による。
- 18) 同上，172ページ。
- 19) 同上書，資料編，58ページ。
- 20) 同上，59ページ。
- 21) 同上書，190ページ。
- 22) 同上，190～191ページ参照。
- 23) 同上，191ページ参照。
- 24) 1970年8月，愛知県水道事業局におけるキキトリ調査による。
- 25) 『愛知用水史』，前出，191～192ページ。なお，この質疑応答の引用文も同ページである。
- 26) 同上書，192ページ参照。

- 27) 同上書，資料編，91ページ。
- 28) 同上書，211ページ。
- 29) 同上。213ページ。
- 30) 同上，214ページ。
- 31) 同上書，資料編，113ページ。
- 32) 同上。
- 33) 同上。
- 34) 同上。
- 35) 同上。
- 36) 同上。
- 37) 同上書，192ページ。
- 38) 同上。
- 39) 同上書，資料編，355ページ。
- 40) 同上。
- 41) 同上。
- 42) 同上，357～358ページ。
- 43) 同上，359ページ。
- 44) 同上書，71～72ページ。
- 45) 同上書，資料編，226～227ページ。
- 46) 同上書，195ページ。
- 47) 同上書，資料編，236ページ。
- 48) 同上書，238ページ。
- 49) 同上。
- 50) 同上書，資料編，271ページ。
- 51) 同上，271～272ページ。
- 52) 同上，272ページ。
- 53) 同上，273ページ。
- 54) 同上，274ページ。
- 55) 同上，273ページ。
- 56) 同上，274ページ。
- 57) 同上書，258ページ。
- 58) 同上。
- 59) 同上，281～282ページ。
- 60) 同上，283ページ。